

周南市告示第2号

令和7年1月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別図のとおり字の区域を廃止し、町の区域及び町名を新たに定めたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定及び字区域の廃止の効力は、令和7年2月22日から生ずるものとする。

周南市長 藤 井 律 子



【別図】

